事 務 連 絡 令和4年6月30日

一般社団法人全国個人タクシー協会関東支部支部長 殿

関東運輸局 自動車交通部長

「旅客自動車運送事業運輸規則第 29 条の規定に基づく地図の規格について」の 期限の延長について

標記について、別添のとおり管内各運輸支局長あて通知したので、傘下会員に対し周知されたい。



東京運輸支局長 殿

関東運輸局 自動車交通部長

「旅客自動車運送事業運輸規則第 29 条の規定に基づく地図の規格について」の 期限の延長について

標記については、新型コロナウイルス感染症の影響により一般乗用旅客事業者の 経営は依然として厳しい状況にあることを鑑み、令和5年7月1日まで期限を延長 することとしたので了知されたい。

なお、本取扱いについては、関係団体長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

事 務 連 絡 令和3年6月30日

東京運輸支局長 殿

関東運輸局 自動車交通部長

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格について

一般乗用旅客自動車運送事業者は、旅客自動車運送事業運輸規則第29条及び関東運輸局長公示「旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の規格及び指定事項について」(平成14年1月31日付け。以下「公示」という。)に基づき、事業用自動車に地図を備え付けることが義務付けられている。

また、備え付ける地図の発行時期については、「旅客自動車運送事業運輸規則の解釈及び運用について」(平成14年1月30日付け国自総第446号、国自旅第161号、国自整第149号)により、「道路整備状況の変化等へ対応しているかどうかが特に重要であることから、地域の実情に応じつつ、原則として、発行から一定期間以上経過していないものとする」とされていることを踏まえ、公示1.(2)において「発行年月から2年以上経過していないもの」としている。

今般、関東地区ハイヤー・タクシー協議会及び全国個人タクシー協会関東支部等より、「新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが激減しているため、発行から2年以内とされている地図の規格について、コロナ終息までの間は期間を延長してほしい」との要望があったことから、事業者の経営状況を考慮し、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏なきよう取り扱われたい。

なお、本取扱いについては、関係団体長あて、別添のとおり通知したので申し添える。

記

1. 現在使用している地図について、令和4年7月1日までの間は、公示1.(2) の規定にかかわらず、継続して使用することができることとする。

なお、今後の新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ必要に応じ期間を延

長するものとする。

2. 1により、備え付ける地図が発行年月から2年を経過しているものであるときは、電子地図の活用により最新の地図情報を確認することとする。

ただし、電子地図により最新の地図情報を確認できる機器を車内に搭載していない場合で、公示 2. に規定する指定事項に変更があった際には、使用している地図への最新の情報の記載、又は参考となる資料を添付すること等により、道路整備状況の変化等へ対応するものとする。

公 示

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づく地図の 規格及び指定事項について

旅客自動車運送事業運輸規則第29条の規定に基づき、一般乗用旅客自動車運送事業用自動車に備えおく地図の規格及び指定する事項を次のとおり定める。

平成14年1月31日

関東運輸局長 上子 道雄

1. 規格

- (1)縮尺は、車内において旅客に地図を提示して目的地の確認を行うことが十分可能なものであること。
- (2)発行年月から2年以上経過していないものであること。

2. 指定事項

- (1) 営業区域の境界(市町村の境界)
- (2) 一方通行等の交通規制に関する情報
- (3) 主な交差点の名称
- (4) 空港、旅客船の発着所及びバスターミナル等の位置